

司法修習生の給費制廃止・貸与制施行を延期する
「裁判所法の一部を改正する法律」成立についての会長声明

本日、司法修習生に対する給費制の廃止・貸与制の施行を今後1年間延期する「裁判所法の一部を改正する法律」が国会で可決された。これによって、明日から司法修習が開始される新第64期司法修習生に対しても、従前通り、給費が支給されることとなった。

大阪弁護士会は、日本弁護士連合会とともに、現在法曹を目指している者がおかれている経済的な状況や法曹志願者（法科大学院を目指す者）が激減しているという事情を指摘し、司法修習生の給費制の維持が法曹養成制度全体にとって重要であることを訴えて運動をして来た。今回、1年間という暫定的なものではあるが、給費制が維持されることになったことは、その運動が世論の一定の理解を得た結果と考える。この運動に協力を惜しまれなかった「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」「ビギナーズ・ネット」その他の団体、厳しい中にもこの運動に理解を示されたマスコミ各位には、心から謝意を表す。また、このような声に耳を傾けて、最終的に給費制の維持へと舵を切った国会議員・各政党、そして最高裁判所、法務省の各位の英断にも心から感謝したい。

しかし、この運動は、まだ終わったわけではない。あくまで暫定的な1年間の延期にすぎない。我々は、給費制の恒久的な実現に向けて、今後も運動を続けて行く所存である。今回の改正法は、附帯決議で、政府と最高裁判所に、「（平成23年10月31日までに）個々の司法修習終了者の経済的状况等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」との附帯決議がある。1年という期間は、「法曹の要請に関する制度の在り方全体について」検討を加える期間としてはいかにも短い、市民のための次世代の法曹を育てるために、できる限り広く深い議論をする必要がある。政府及び最高裁判所は、速やかにその検討の場を設けるべきである。

今回の運動の中で、我々は、給費制の、そして司法修習制度の大切さを改めて実感した。また、これらに対する市民の多様な声も耳にした。我々の運動に理解を示すものが多かったが、厳しい声があったこともまた事実であり、それらは今後の運動・議論に生かしていくべきと考える。

2010年（平成22年）11月26日

大阪弁護士会
会長 金子武嗣